

2027 コードとISの更新プロセス

関係者協議段階：主な変更点の概要 **国際試験規格**

エグゼクティブ・サマリー

試験・調査に関する国際規格（ISTI）は、包括的で技術的かつ専門的な国際規格であり、2003年に初めて発行されて以来、何度も改訂が行われてきた。

ISTI の範囲は、競技会及び競技会外の両方において、知的で効果的な検査を計画し、実施すること、並びに、競技者が検査対象として選定されたことを通知された時点から、検体が分析のために検査機関に提供される時点まで、採取された検体の完全性、同一性及び安全性を維持することである。そのために、ISTI（その付属文書を含む）は、検査配分計画（競技者の居場所情報の収集及び利用を含む）、競技者への通知、検体採取の準備及び実施、検体及び文書の保全／検査後の管理、並びに分析のための検査機関への検体の輸送に関する必須要件を定めている。

提案されている新しい国際情報調査基準（ISII）の開発の結果、IST（I）の調査（I）要素は削除され、この国際基準は国際試験基準（IST）と改称される。そのため、2027年版ISTにおいて、現行のISTI第11条（「インテリジェンスの収集、評価および利用」）および第12条（「調査」）は、新たなIST第12条（「試験プログラムを支援するためのインテリジェンスの利用」）に統合された。これらの条文の試験以外の要素は、現在ではISIIの第4条および第5条にも記載されている。

IST起草チームは、以下に詳述するISTの主な変更点は、[ステークホルダー参画フェーズの一環](#)として発表されたISTコンセプトペーパーに沿ったものであり、そこに示されたコンセプトの大半は、以下を含むステークホルダーから強い支持を得ていることを強調したい：

- オリンピック・パラリンピック競技大会前に採取された検体の適時分析；
- ADAMS におけるテストプール（TP）選手の居場所情報の提出；
- ADAMS における登録検査プール（RTP）および TP 選手の開始日および終了日の入力；
- RTPアスリートは、四半期開始日の前月15日^(th) に居場所情報を提出しなければならない；
- RTP選手の競技会外（OOC）検査3件のうち少なくとも1件は、60分の時間枠の外で実施されなければ

ならない；

- ドーピング・コントロールの対象に選ばれた競技者及びそれを実施する検体採取要員（SCP）に対する強化された識別要件；
- ABP プログラムを実施するための多くの主要原則を含む、競技者生物学的パスポート（ABP）プログラムの強化；
- ドーピング防止機関（ADO）が、検体を長期保存（検体保持）し、当該検体について更なる分析を実施するために用いることができる基準。
- トランスジェンダーおよび性別の多様なアスリートに対するサンプル収集手順の修正。

さらに、IST起草チームは、以下のような新しい条項を追加したことを強調しておきたい：

- 血液ABPプログラムの主要原則を捉えることを目的とした第11条。
- 付属文書Lは、トランスジェンダーおよび性別に多様性のあるアスリートのためのサンプル収集手順の修正を反映している。

利害関係者の支持を得られず、変更案に含まれていないコンセプトは以下の通り：

- RTP選手とTP選手の両方について、現在予定されているOOC検査のレベルを1つ増やすこと。
- 検査統計を報告する際、ADOによる競技者名の公表が義務付けられること。

ISTコンセプト・ペーパーに対する利害関係者のコメントを慎重に検討・分析し、アンチ・ドーピング・コミュニティとの協議・討議を経て、2027年IST起草チームはまた、ISTに以下の追加を提案する：

- ADO が、競技者の居場所プールを決定する際に、リスクアセスメントを使用する要件；
- RTPおよびTPの選手は、通常の活動の代わりに、トレーニング場所と関連する時間枠を提出することが求められる；
- TP 選手には、RTP 選手と同じ四半期前の提出期限を課す一方で、現行のように、四半期中に追加の提出期限を設ける柔軟性を維持すること；
- アスリートへの電話（RTPアスリートの場合、60分の時間枠が終了する5分前に許可された使用方法以外で）は、他のすべての居場所を使い果たした場合、特定のシナリオに基づく例外的な状況でのみ許可されるという要件；
- 血液のABPドーピング・コントロール・フォームを5日以内にADAMSに提出すること（尿、静脈血、および乾燥血液スポットのサンプルの提出期限は21日以内である）；
- 検査室関連文書が、検体搬入前または検体搬入と同時に検査室に到着すること；
- ADOは、検査施設に出荷する前に尿サンプルを備蓄しないことが要求される；
- 訓練生ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）が、訓練生DCOの監視を受けながら競技者を監視することを許可されること；
- ブラッドコレクション・オフィサー（BCO）および付き添い人は、強化された訓練を受ける必要がある。
- 乾燥血液スポーツ(DBS)サンプル採取器具の基準強化。

最後に、2027年ISTの変更案を検討する際、利害関係者は以下の点を考慮されたい：

- 利害関係者は、IST起草チームによる実質的な変更が少ないか、全くない条文について、WADACONNECTを通じて追加的なフィードバックを提供する機会が与えられる。

- この国際規格の変更案の文言は、さらなる協議の出発点として考慮されるべきである。
- この国際規格の一部の条項の番号付けは、新しい条項の導入により変更されている。

以下のセクションでは、IST起草チームが提案した主な変更点を簡潔にまとめている。

第3条：用語の定義

第3.2条と第3.5条にはそれぞれ、2027年ISTで参照される、国際試験所基準（ISL）から改訂された定義用語と、ISIIで定義された新しい用語が含まれている。ISTの定義用語に関連して、第3.6条は、「検査プール」及び「居場所プール」を含む特定の新しい定義用語に言及している。IST起草チームは、この定義用語に関連する文章（現行の2023年ISTI第4.8.8.4条）が削除されたため、「競技会参加日」という定義用語を削除したことに留意すべきである。

第4.6条異なる種類の試験と試料分析の間の優先順位付け

この条文には、競技会内（IC）検査の重要性を支持する文章が追加され、OOC検査が実施されるべき最適な期間が明確にされている。また、尿、静脈血、DBS検体について、検体タイプ別の分析内訳の改訂も含まれている。

第4.7条：テスト配信計画

この新しい記事は、第4.2条のリスクアセスメントに始まり、第4.6条の異なる種類の検査と検体分析の間の優先順位付けに至るまで、検査配分計画（TDP）を策定するために踏まれたステップの結果を要約したものである。また、ADOがそのTDPを実施するために十分なリソースを確保することの重要性を強調している。さらに、国際競技大会の前に、ADOが、そのような競技大会の出場資格を得る、又は得た競技者を監視し、検査すること、及び外部の専門家グループから受領した検査勧告の実施を検討することの重要性を概説している。

記事4.8：サンプルの分析

提案されたコンセプトは当初、すべての主要な競技大会に優先的かつ迅速なサンプル分析を支持するものであったが、このコンセプトに対する利害関係者のフィードバックによると、そのような優先的かつ迅速な分析は、オリンピック・パラリンピック競技大会の前にのみ適用されるべきであるとのことであった。

従って、本条は、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における最初の競技会（参加資格を有しているか、又は参加する可能性がある競技会）から20日以内に競技者から検体が採取される場合、当該検体は、迅速分析のために優先的に分析され、可能な場合、競技者の最初の競技会の72時間前までに（遅くとも）結果が報告されなければならないと規定する。さらに、検査施設と連携する関連ADOは、ADAMSの検体管理アプリケーションを使用して、当該優先分析を要請し、管理するものとする。

このシステムを効果的に機能させるために、ADO は、優先的かつ迅速な検体 分析の要請の一環として、検査機関と積極的に協力することを求められるものとする。確かに、検査機関は、そのような試合前の期間中、オリンピック選手及びパラリンピック選手からの検体の分析を優先することが求められる。利害関係者からは、この概念に関する懸念が提起され、ADO は、優先 分析に関連する潜在的な費用や、期間内に分析結果を受け取ることができない恐れから、20 日間の試合前期間中の検査を避ける可能性がある。そのため、このことを反映する文言が追加され、オリンピック及びパラリンピック競技大会の間近に競技者の検査が行われ、競技者が競技を行う前に分析結果が得られないというシナリオが存在することを認めている。このコンセプトの目的は、競技者がオリンピックまたはパラリンピック競技大会に出場する時点で、分析結果が未解決である検体の数を減らすことである。

第4.9条 試料の保持と更なる分析

この新しい条項（現行の 2023 年 ISTI 第 4.7.3 条）には、試料の長期保管、更なる分析、及び廃棄に関する特定の要件が含まれる。この点に関して、ADO は、ADAMS の検体保管システムを使用することを要求される。

ISL第5.3.7条に概説されているように、検体の種類に基づく最低検体保管期間内で検体の長期保管を管理し、依頼するために、管理申請を行い、検査施設と積極的に協力する。

競技者パスポート管理ユニット（APMU）が検体の長期保管を要請した場合、ADOは、当該検体を保管することを要求されるものとする。

最後に、この記事は、ADOが長期保管のための方針を確実に実施するために十分な資源を割り当てなければならないこと、また、これを反映させるために、年間TDPの中にサンプル数の不測の事態を含めることによってさらなる分析を行うことを強調している。

第4.10条：競技者の居場所に関する要請

以下の段落でさらに詳述されるように、この新しい条文（現在、2023年ISTI第4.8条）は、提案されている競技者の居場所に関する要件の変更を反映し、居場所プールにいる競技者に必要な手続き手順を明確にするために、大幅に修正された。

本条は、ADOのリスクアセスメントの結果が、ADOが競技者を検査するために必要とする居場所情報の量ではなく、居場所プールに含まれる競技者を決定するものとし、ADO及び競技者間のより大きな調和を生み出すことを出発点とする。

RTP選手の居場所に関する要件は、2027年IST第4.10.4条に規定されている。
4.10.12を含む：

- ADOがそのRTPに競技者を選定し、含めるために適用した基準をADAMSに記載することの要請（第4.10.4.2条に対する2027年ISTのコメント）；
- RTPアスリートが四半期ごとに、翌四半期の開始日の前月15日^(th)に居場所情報を提出すること、および提出を怠った場合に生じる結果（明らかな提出義務違反など）（2027 IST第4条10.6.1 b）；
- 60分の時間枠と場所、夜間の住所、競技とイベントのスケジュールを提供するという既存の要件に加え、RTPアスリートはさらに、次の四半期の各日について、トレーニング場所の名称と住所、およびそのようなトレーニング活動の一般的な時間枠（すなわち、午前、午後、夜間）を提出するという要件が追加される（2027年IST第4.10.6.2 c）¹；
- RTP競技者が、ADAMSに定められている要件に従い、居場所情報提出の一部として、正確なパスポートスタイルの写真をADAMSの競技者プロフィールページにアップロードすること（以下の2027 IST第5.3.4条を参照のこと）（2027 IST第4.10.6.2条e）；
- RTPアスリートに対し、60分の時間枠の最後の5分間にDCOがアスリートに電話をかけることを決定し

た場合に、アスリートが連絡可能な個人電話番号を提供することを義務付けること（2027 IST第4.10.6.2条f）。

- ADOは、60分の時間枠の外で、RTP競技者について計画された3つのOOCテストのうち少なくとも1つの実施を試みるという要請（2027年IST第4.10.12.1条）。

さらにISTは、以下のような "オプション "の側面も明確にしている:

- ADO は、居場所情報提出の一部として、2027 年 IST 第 4.10.6.2 項に概説される必須要件以外の追加的な居場所情報を提供しよう競技者に要請することができる、

¹この変更案は、競技者が「定期的な活動」を申告するための現行の規定を置き換え、競技者のスポーツ活動に関連する居場所のみに焦点を当てるものである。

ただし、そのような追加情報の提出または更新を怠った場合、明白な提出漏れ（第4.10.6.2条に対する2027 ISTのコメント）の対象とはならない。

- DCO の合理的な努力にもかかわらず、また最後の手段として、RTP 選手が 60 分の時間枠の間に所在を確認できなかった場合、DCO は、検査機関から別段の指示がない限り、60 分の時間枠の終了 5 分前²に、当該競技者に電話をかけるべきである。検体が採取された場合、当該検査は事前通知検査として ADAMS に記録されるものとする。競技者が検査に応じることができない場合、DCO は「試みの不成功報告」（2027 年 IST 第 410.7.1 条 h)）を提出するものとする。

2027 年 IST 第 4.10.8 項から第 4.10.10 項に従い、IST ドラフティングチームは、RTP 選手が宿泊先、トレーニング場所、競技会およびイベントのスケジュールを提供するための要件について、追加の小条項とさらなる明確化を盛り込んだ。今後、RTP 選手には、競技者の宿泊先と 60 分の時間枠に加え、トレーニング場所と競技スケジュールを四半期中に更新することが要求される。

TP 選手に関する居場所に関する要件は、2027 年 IST 第 4.10.13 条に規定されており、特に、TP 選手が四半期ごとに、翌四半期の開始日の前月 15 日（th）に居場所情報を提出すること、また、そのような提出は ADAMS においても行われること、が含まれている。この点に関して、ADAMS において、TP アスリート情報の合理的なアップロードを可能にするため、更なる技術的な強化が実施されるものとする。このような居場所情報提出は、ADAMS に規定された要件に従って、ADAMS の競技者プロフィールページに、トレーニング場所及び正確なパスポートスタイルの写真を含むものとする（2027 年 IST 第 5.3.4 項を参照）。

最後に、IST起草チームは以下のことの重要性を強調したい：

- 2027 IST 第4.10.15条は、競技者は居場所保管者にのみ居場所を提出するものとし、競技者の居場所保管はADOによって定期的に見直されるべきであることを明確にする。
- 2027 IST 第4.10.18.1条c)は、競技者のパスポートのレビュー後に APMU から要請される可能性のある関連するフォローアップ及び適時性に関する措置に対応するため、ADAMS に記載される血液 ABP ドーピング・コントロール・フォームの要件を 21 日間から 5 日間に修正した。

第5.3.1条届出前の要件（現在許可されている用途以外の選手への電話連絡）

本条において、競技者に対する事前通告なしでの検査が検査の基本原則の一つであることが強調されているが、IST起草チームは、（60分の時間枠が終了する5分前に、現在認められている使用方法以外の）競技者に対する電話の使用を認めることを提案する。ただし、これは、特定の例外的な状況の定義されたりリストに従い、

以下に概説する条件に基づいて、極めて厳格かつ限定的にのみ許可されることに留意しなければならない：

- DCO は、検査機関により指示され、かつ、記載された例外的状況が存在する場合を除き、60 分の時間枠を超えて競技者を招集してはならない；

²2023 年 ISTI 第 4.8.8.5 条(d)に対するコメントには、以下の記載がある：「DCO の合理的な努力にもかかわらず競技者の居場所が特定されず、60 分の時間枠の中で残り 5 分しかない場合、最後の手段として、DCO は、競技者（競技者が居場所情報提出において電話番号を提供していることを前提とする。

- 居場所プールにいるアスリートへの連絡を試みる前に、DCO は、まず、アスリートが居場所情報提出の一部として提出したすべての場所（RTP アスリートのための 60 分の時間枠を除く）を訪問し、事前通告なしにアスリートの居場所を特定しようと試みなければならない。
- 電話連絡後、試みが成功しサンプルが採取された場合、その検査は事前通知として ADAMS に記録されるものとする。

第5.3.3条検体採取要員の識別要件

関連するコンセプトで提案されたように、どこで検査されるかにかかわらず、すべての競技者の識別要件を調和させるために、IST起草チームは、SCPの識別要件を明確にすることによって、2027年IST第5.3.3条を強化した。

検査の実施中、ISTドラフティングチームは、全てのSCPに対し、自らが代表する検体採取機関の身分証明書だけでなく、検体採取セッション中に競技者に対して自らの身元を確認するために、氏名及び写真を含む政府発行の補完的な身分証明書（例えば、パスポート、運転免許証等）の携行を義務付けることを提案する。

第5.3.4条分析用検体を提供するために抽出された競技者に対する本人確認の要請

関連する概念において提案されたとおり、2027年IST第5.3.4条は、公式の電子版の使用を含め、競技者が本人確認のために提出することができる政府発行の写真付きID文書の種類を列挙している。競技者が政府発行の写真付き身分証明書を提出できない場合、本条は、OOC及びICの両方の検査シナリオについて、ADAMSの競技者プロフィールのパスポートスタイルの写真、国際競技会の認定パス（写真付き）、及び第三者の利用を含む、競技者のための代替的な選択肢を含む。

第6.3.4条試料採取機器

IST起草チームは、封印の時点から時効期間の終了まで、サンプル採取機器の機能が失われたり、期限切れになったりしないよう、本条項におけるサンプル採取機器の基準を改訂した。また、[DBS技術作業部会](#)から寄せられた意見に基づき、DBS検体採取機器に関する基準も改訂された。DBS検体採取機器に関する改訂された基準は、付属文書J-乾燥血液スポット検体の採取、保存及び輸送（下記参照）にも含まれている。

第7.4.5条：検体採取セッション中に記録される情報

第 7.4.5 条は、検体採取セッション中に記録されるべき追加情報として、検査が実施される国を記録するという要請を含むようになった。また、文書化された競技者のスポーツ上の性別は、競技者が競技する競技の性別であることを明確にしている。

第9条：試料の輸送および書類

第 9 条に追加された要件は、検査施設が検体分析を開始し、関連する報告要件を満たすことを確実にするために、検査施設関連文書（紙または電子形式のいずれか）が検体送付前または検体送付とともに検査施設に到着することを強調するものである。また、第 9 条は、ADO は、分析、結果の報告、および発生する可能性のある結果管理プロセスに遅延をもたらすため、尿検体を検査機関に送付する前に保管または備蓄してはならないことを強調する。

第 11 条：競技者バイオリジカルパスポート（ABP）の強化

これは新しい記事であり、ABPプログラムの実施と管理に関する主要原則をまとめたもので、現在2023年ISTIまたはABP運用ガイドラインの他のセクションに含まれている必須要件を一元化したものである。

例えば、本条は、ADO の ABP が IST、「スポーツ別分析技術文書（Technical Document for Sport Specific Analysis: TDSSA）」、「結果管理のための国際基準（International Standard for Results Management: ISRM）」及び適用される ABP 固有の技術文書の原則に従うこと、ADO が WADA 承認の APMU を任命すること、ADO が APMU から受領した要請（例えば、追加分析又は目標検査）が APMU から発行された期限内に実施されることを確保すること、及び ADO が APMU の義務的な要請に従わない場合、その理由を ADAMS に文書化することを定めている、ADO は、APMU から受領した要請（例えば、更なる分析又は目標検査）が、APMU から発行された期限内に実施されることを確保するものとし、ADO が APMU の義務的な要請に従わない場合には、ADAMS にその理由を文書化するものとする。

また、第 11 条は、APMU ターゲット検査または追加分析の依頼に関連する費用に責任を負う ADO を明確にし、この責任は、責任を有する旅券保管機関および／または検査機関である ADO に基づくものとする。

最後に、第 11 条は IST 附属書 I（「血液 ABP 検体の採取、保管及び輸送」）を補完するものであることに留意されたい。

第12条：試験プログラムを支援するためのインテリジェンスの利用

第 12 条には、現行の 2023 年 ISTI 第 11 条及び第 12 条の多くの部分が含まれており、これらは、ドーピング防止情報の効率的かつ効果的な収集、評価、及び処理のための基準を設定することの継続的な重要性を反映している。この条文には、新 ISII への言及も多数含まれている。

付属文書B：未成年者である競技者に対する変更点

附属書 B には、未成年者から検体を採取する際に、検体採取機関又は DCO が検査に対する保護者の同意を確認するための情報を可能な限り確実に入手するという検査機関に対する要件が含まれなくなった。この要件が削除された理由は、そのような競技者のスポーツへの参加はスポーツの規則によって規定されており、これらの規則には、そのような競技者がドーピング防止規則を受諾する義務が含まれているという事実による。

付属文書 D: 静脈血サンプルの採取

付属文書Dは、サンプル採取前の待機時間に関して、ABP運用ガイドラインの関連するガイダンスを含むようになった。特に、競技者から採取された血清血液検体が定量的手順（例えば、ヒト成長ホルモン）により分析される場合、競技者は、測定されるマーカーの安定化を助けるために、検体採取前に60分間待機することを求められるものとする。血清検体が定性手順（例えば、エリスロポエチン受容体作動薬（ERAs））により分析される場合、検体採取前にそのような待機時間は必要とされない。

付属文書G: 検体採取要員の要件

付属書Gは現在、ADOに対し、SCPの利益相反を監視し、利益相反のあるSCPが、利益相反のある試験ミッションに割り当てられたり、関与したりしないようにすることを求めている。

本付属書には、BCO が ADO に任命される前に、静脈穿刺を実施するために必要な資格、経験、および熟練を有していることを確認するための、BCO に対する強化された研修要件も含まれている。

DCOのトレーニングに関連し、研修生DCOは、競技者がフィールドで尿サンプルを提供する様子を観察することが許可される。DCOトレーナーは、研修生DCOが検体提出に立ち会う際、その様子を観察することが義務付けられますが、DCOトレーナーが直接検体提出に立ち会うことはありません。

シャペロント研修に関しては、付属文書 G に、シャペロントに対する強化された研修要件と、ボランティアのシャペロントに関するセクションが含まれている。ADO は、ボランティア付き添いの利用を避けるか、又はその利用をイベントのみに限定することが提案される。さらに、付き添いボランティアは、サンプル規定の観察に責任を負わないものとする。

付属書 I: 血液ABP検体の採取、保管および輸送

付属文書 I の主な変更点は、血液 ABP 採取前に競技者に尋ねられる必須の質問の削除に関するものである。血液 ABP 採取に先立ち、これらの質問に対する回答を収集し、文書化することは引き続き必須であるが、質問のリストは、将来の変更に柔軟に対応できるように、ABP 運用ガイドラインにのみ残されるものとする。

付属文書J: DBS検体の収集、保管および輸送

付属文書 J には、DBS 採取機器に関する基準の改訂に加え、ADO が DBS 採取を計画する際に考慮すべき基準に関する明確化も含まれている。DBS検体は既存の検体採取を補完するものではあるが、DBS検体採取が尿検体採取の必要性に取って代わるものであってはならず、後者が効果的な検査プログラムの重要な要素であることに変わりはないからである。

付属文書L: トランスジェンダーおよび性別に多様性のある競技者およびサンプル収集の手順

この新たな付属文書には、トランスジェンダー及び性別の多様な競技者のニーズを確実に 考慮するために、検体採取手順における若干の修正が含まれている。可能な場合、検査機関は、検体 採取機関及び／又は DCO がトランスジェンダー又は性別の多様な競技者に対して検体 採取セッションを実施するために必要な情報を有することを確実にする責任を有する。

トランスジェンダーの競技者が検体採取に関与する場合、検査機関及び／又は検体 採取機関は、トランスジ

エンダーの競技者が出場する競技の性別に基づき、トランスジェンダーの競技者と同性の SCP を検体提出の立会人に任命するものとする。

居場所プールの一部である性別が多様な競技者は、ADAMS において自己の性別の多様性及び希望する SCP の性別を特定する選択肢を有する。検体採取に性別が多様な競技者が関与し、かつ、性別が多様な競技者が ADAMS において希望する SCP の性別を明示していない場合、ドーピング・コントロール・ステーションに到着した時点で、性別が多様な競技者は、自己の性別の多様性及び検体の受け渡しに立ち会う SCP の希望する性別を申告する 選択肢を与えられる。